

## DAIRY北海道 22 ニュース

[http://www...工事中](http://www...) 近日リニューアル

2016年 05月 10日号 編集発行人 運営委員会

2015年03月31日

政府の規制改革会議 農業ワーキンググループ(WG)は、「現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」との提言をまとめた。

それら、議事録及び資料は 先にお手元にお届けしています。

更に、03月29日 第11回 生乳受託販売委員会 04月08日 酪農政策課題検討委員会  
04月25日 北海道農協酪農・畜産対策本部委員会(通称:酪畜対策会議)もお届けしています。

なお、04月19日 幕別町の町民会館で開かれた、MMJ株の説明会資料も同封しました。

### ※ 公表された資料

WGでは、生産資材(農薬・肥料・飼料など)の流通実態が明らかになりました。

また、農畜産物の消費流通や価格体系なども明らかになりました。

更に諸外国との比較なども参考になります。

農畜産振興機構による、26年バター・脱粉・チーズの流通実態が調査報告されています。

### ※ 反応

「指定団体」廃止は需給調整機能が無くなり、需給緩和時に酪農家の手取り乳価が下がる指定団体の「指定」が無くなる事で、補給金の配分の公平性が高まる。

WGの改革は、「協同」ではなく「競争」で酪農をやるのだという発想に貫かれている。

### ※ 検証

M農協とT畜産の受委託に伴う乳質検査は、検査センターと数度の協議を経ている。

更に、T畜産のバルククーラーには乳温監視システムが導入され、利用されている。

管内 MMJ出荷者のうち、T畜産以外の乳質検査は検査センターが担っている。

【指定団体ホクレン 20 年史】から ～昭和 60 年 11 月 01 日発行～ 非売品

・・・しかし、実態は乳業メーカーが、集乳施設をはじめ、酪農補導事業など、本来生産者側が行わなければならない事業を実施していた。

そのため、生産者側は生乳を生産するだけで、生乳取引においても十分な発言権を持たないのが実態であった。

昭和 29 年の 酪農振興法は、生産基盤、生乳の取引、乳業の合理化、が趣旨であった。この時初めて、生乳取引に契約書面、売買価格の明記、契約の更新、紛争の斡旋・調停が導入され、加えて総合的な酪農政策により酪農の近代化が推し図られた。

昭和 40 年 03 月 加工原料乳生産者補給金暫定措置法(補給金)に対し、乳業メーカーは

- ① 不足払いは自由経済を無視するものだ
  - ② 補給金交付の原料乳の限定は生乳の増産を期待できない
  - ③ 乳業者、乳業メーカーの酪農奨励の努力と投資が無視され補償されない
  - ④ 従来の乳業者と酪農家の関係が断たれ集乳基盤の破壊、生乳生産と乳質が低下する
- 乳業は統一して、日本乳製品協会を代表に、上記の声明で一貫して猛反対し続けた。

不足払いは その是非についての賛否があるものの 当時の歴史的な到達点として

- ① 生産者への保証価格の導入
- ② 乳業メーカーへは基準取引価格を設ける
- ③ 農畜産振興事業団による乳製品の一円輸入と売り渡しである。

小林 信一 教授の評 (日本大学生物資源科学部)

酪農家は…「家族を養える乳価を保証してほしい…」

乳業メーカーは…「輸入乳製品に勝てる価格で原料乳を調達したい…」

国がその差額(不足)補填することで、うまく収まるのが不足払い法だろう。

昭和 40 年 11 月 27 日

北海道酪農推進協議会は臨時総会で「指定団体は当面ホクレンとする」を決定した。

同 29 日の 7 団体主催「不足払い予算獲得全道酪農民代表者大会」もホクレン支持とした。

当初「専門酪農協などが統一して」の論議も在ったが、論議を重ね、総合農協の連合体「ホクレン」が担うこととなった。

翌 1 月 20 日北海道は、「本年 4 月 1 日(予定)をもって指定生乳生産者団体にホクレンを指定する」ことを明らかにした。

同 3 月 22 日、第 1 回生乳受託販売委員会は、全道 35 名の生産者代表などで開かれた。

集乳域を確保したい乳業メーカーは、さまざまな策動を繰り広げ、「域内の全ての酪農家の負債を肩代わりする…」など、幾つもの逸話が残されている。

以上が北海道の指定団体誕生前夜の簡単ないきさつである。

更に 農民工場建設に向けて

昭和41年11月16日 十勝管内8農協が集まり「農民工場建設」に合意した。

音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、川西、幕別町、豊頃町、中札内村の8農協は以前より自前のクーラーステーション持ち、集送乳事業を行っていた。

「組合員が生産した農畜産物は農協自らの手で一元集荷し、有利に販売しよう」という共販理念に基づくものであった。

昭和42年1月7日「北海道協同乳業株式会社(現:株よつ葉)」が誕生し10月に操業開始  
既存乳業メーカーの価格形成に踏み込んで、その全容を把握し、自ら加工することで付加価値を高め、それを生産者に還元し、適正な価格形成を目指した。

社是は、**適正乳価の形成 酪農経営の長期安定** であった。

「空白の1日」:ニューカントリー誌 北海道農業の履歴書から (大田原 高昭著)

それまで乳価交渉といっても、農民側は乳業の加工の仕組みも知らず、ましてや原価など知るよしもなかった。

その壁を破るためには、農民自らが加工に乗り出す必要があった。

「乳業メーカーは経営が火の車だからと乳価をたたいておったが、本当はポロもうけてた!!」北海道協同乳業の設立(俗称:農民工場)は、乳業界の秩序に大きな風穴を開けた出来事であった。と結んでいる。

昭和39年~46年 第1次 酪農近代化計画

昭和46年~52年 第2次 酪農近代化計画

昭和49年~60年 第3次 酪農近代化計画

昭和53年~65年 第4次 酪農近代化計画

昭和44年

第二次構造改善事業

三相電化事業によるバルククーラーの普及

大型トラクター、飼料貯蔵サイロなど

機械化は 根本的な生産様式を変え、新たな生産システムの始まり ⇒ 現スマホ農業  
配合飼料の普及で利益を求め、乳成分の均質化で利益を求めるとシステム酪農

昭和 45 年 残留農薬・抗菌物質による乳質改善運動が始まる  
昭和 49 年 第 1 次オイルショックで経済混乱始まる  
昭和 50 年 乳質による格差金制度始まる  
本州への広域 道外移出始まる

昭和 52 年～昭和 56 年 第一次需給緩和による生産調整

昭和 55 年 第 2 次 オイルショック  
生乳取引を乳業工場着地に変更 二等乳の廃止  
生乳計画生産始まる 中央酪農会議 生産枠を設け、罰則  
冷却⇒ トップクーラー、プレートクーラー普及  
三相電による開放型バルククーラー導入  
大型バルククーラー、プレートクーラー、アイスビルダー

乳質改善運動による、乳質は「良くて当たり前」の呪縛指導で、莫大な経済負担と超過密過重労働を招いた。（三大生産病：乳房炎・歩行障害・繁殖障害）

余乳対策 工場のチーズ増産対策  
チーズ関税割当 2 / 1 制度の是非

昭和 55 年 乳業からの受取乳代を生産者の全脂肪量に置き換える成分取引に変更  
昭和 56 年 乳業からの受取乳代を生産者の脂肪と無脂固形で 完全成分取引に移行  
平成元年 乳質評価を加味した 乳代精算開始  
平成 3 年 帯広畜産大学に 搾乳ロボット

生産者 生乳 1 kg 1 円拠出で年間 20 億円 3 年間で 60 億円の消費拡大運動展開  
拠出不同意 全道の酪農家が怒る 約 1%の不同意書で 期中返戻となる

平成 9 年 生菌数削減 2 ヶ年運動  
平成 12 年 本別町で口蹄疫発生  
平成 13 年 B S E (狂牛病)発生

計画生産の名の下、搾った生乳に赤い食紅を入れたり、泌乳最盛期の牛や、初任牛の屠殺まで 農協の担当者がその履行を確認して回った。

営農計画や返済計画、くみ勤などまったく無視して生乳の減産が行われた。

## 平成 18 年 ■ 北海道で不足払い制度下初の生乳廃棄へ

ホクレンは 3 月 16 日、週末の 18 日から月末にかけて生乳を産業廃棄物処理すると発表した。処理見込数量は約 1,000 トン。

指定団体・ホクレンが受託した生乳を産廃処理するのは不足払い制度始まって以来初めて。

ホクレンは生乳廃棄にいたる経過について、

これまで乳業メーカーに可能な限り生乳処理を要請してきたが、年末年始以降、チーズホエイを約 2,000 トン産廃処理し、同量の生乳処理を行った、

年末年始以降、道外の乳製品加工工場に約 3,000 トンを処理した、

こうした中、道内の酪農家は緊急的生産抑制（約 1 万トン）の取り組みを決めたが、3 月に入り道外委託が困難になり、処理の見通しが立たない生乳が 800 トン程度発生している—としている。

産廃処理経費は 1 キロ約 20 円。

※ この時 「利益相反」行為でホクレンの指定団体の取り消しを求め 農水省に猛抗議した農協があった。【廃棄乳時の A 級戦犯(酪農家の尊厳を傷つけた罪)は、今も健在である】

## 乳質改善に伴う功罪

更に、全道の受託乳量に対する 抗生物質汚染による廃棄や不電源・混入、細菌数や体細胞によるカウントされない 乳量の推計%。 毎年 約十数億円が廃棄されている…。

	ローリー汚染 (年間)	バルク廃棄 (年間)	搾乳時廃棄 (1 日当り)	頭数換算 (1 日当り)
平成 25 年度	0.044%		2.5%	3.2%
平成 26 年度	0.032%	0.037%	2.4%	3.0%
平成 27 年度	0.027%	0.035%	2.3%	2.7%

※ヒューマンエラーとかで、いかにも酪農家や搾乳者に問題があるかのような論調ですが本当だろうか…

むしろ、その時々には 乳業メーカーの望む原料乳を生産し続けた 酪農家の匠の技に相應しい、良質乳の努力対価が必要ではないのか。

指定団体が 乳業メーカーの 御用聞きになって、「黙っていても 売れる生乳、欲しが  
る生乳」作りに、乳質改善の本旨をすり替えていないか…

それは他の農畜産物にも当てはまります、よい例が「価格暴落時の野菜の廃棄」です。

そこには、市場のニーズや卸業者、小売りなどを含め、農業が天候に左右されやすい実態や、置かれている酪農家の実情を反映させた 生乳取引市場の醸成が なされているのか 厳しく問われる…農協そのものが乗り越えなければならない課題があります。

広告代理店大手の電通と飲み食いしている…と揶揄される「消費拡大運動」…

2016/04 ホクレンが還元…3年で70億円 酪農家の懐に転げ込む担保はどこにもない

農協・農協系統は 農家が主人公 50年の歳月は かつて40万戸の酪農家が2万戸にまで激減したことを厳しく問う必要がある。

そこにこそ唯一のカギがある 同じ過ちを繰り返さない視点が酪農の未来を拓く。

## 酪農家半世紀で96%減 先行き不安で拍車

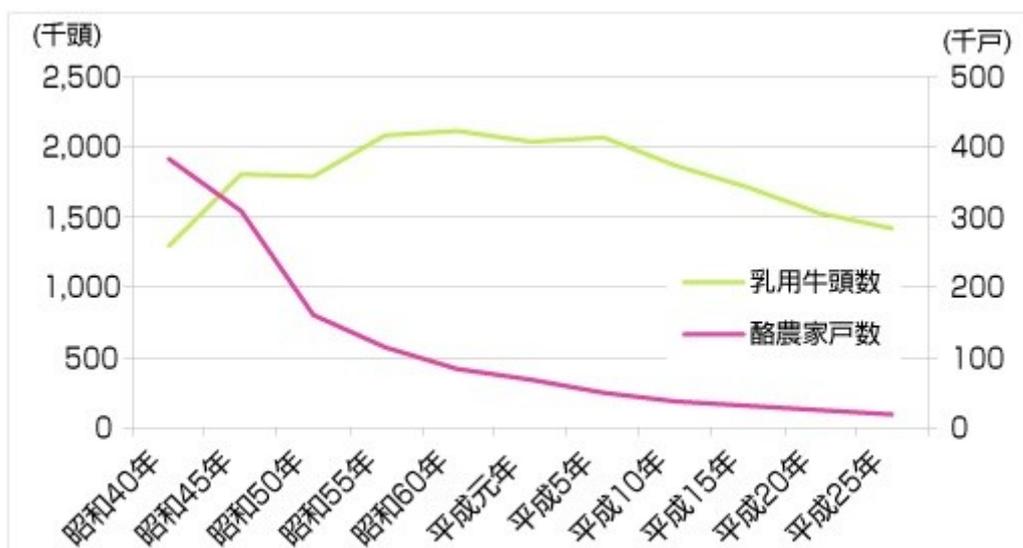


図2：乳用牛頭数と酪農家数の推移

### 【新聞の主張】にふれて。

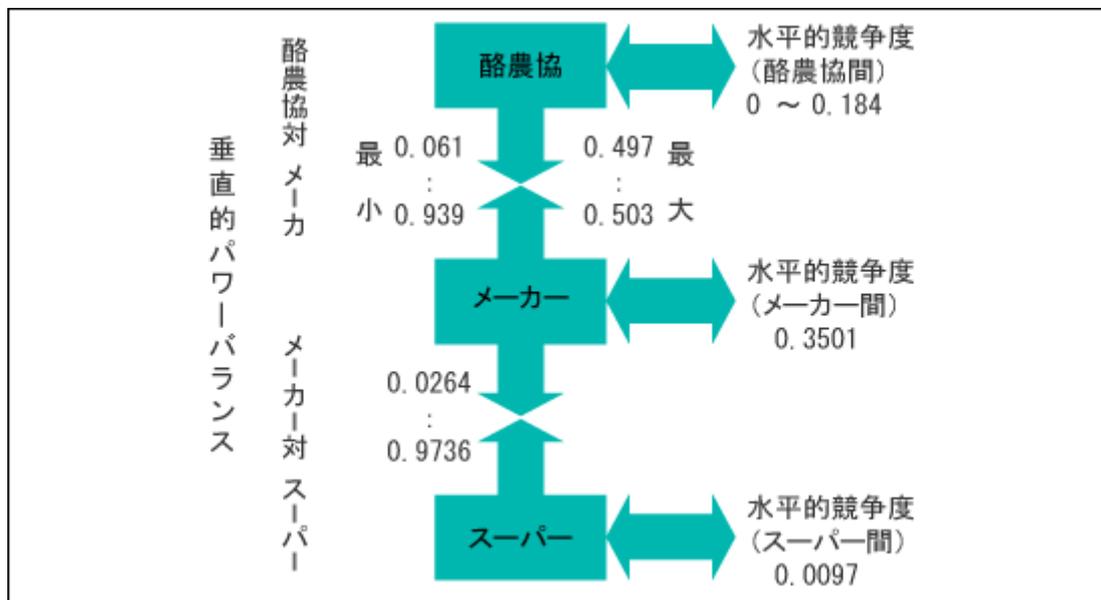
指定生乳指定団体の是非に触れて、「国産牛乳の生産・供給安定こそ」との見出しで。廃止を結論した、規制会議WGの論議を、個別の但し書きで何の検証もせず追認し、北海道や九州の生産条件やカナダやEUの事例まで持ちだし、国や指定団体の役割を求めています。

結論として、「制度見直しよりも、酪農・乳業への援助強化を」と結んでいます。

一読して、上から目線で、酪農家の尊厳すら顧みない内容に 失望どころか酪農家や今起きている事態を直視しない、主張にも値しない内容となっています。

ディリーマン誌 2016/04 号に 鈴木宣弘教授の 図表: 垂直的パワーバランス

図1 酪農協・メーカー・スーパー間の  
垂直的パワーバランスと水平的競争度の推計結果

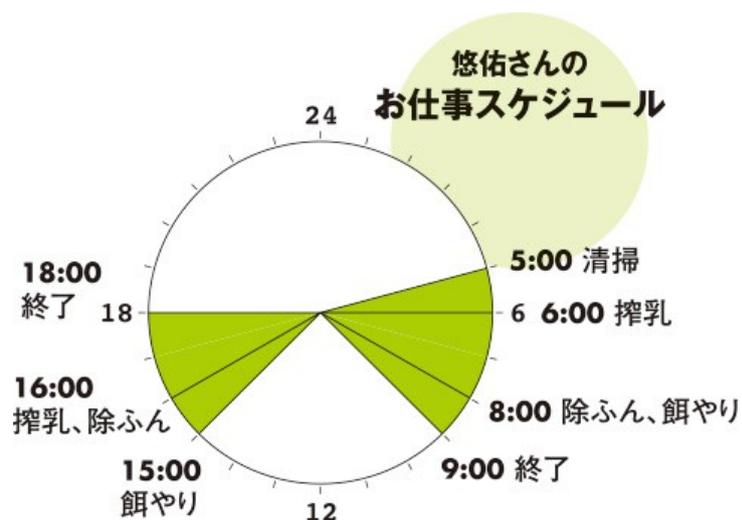
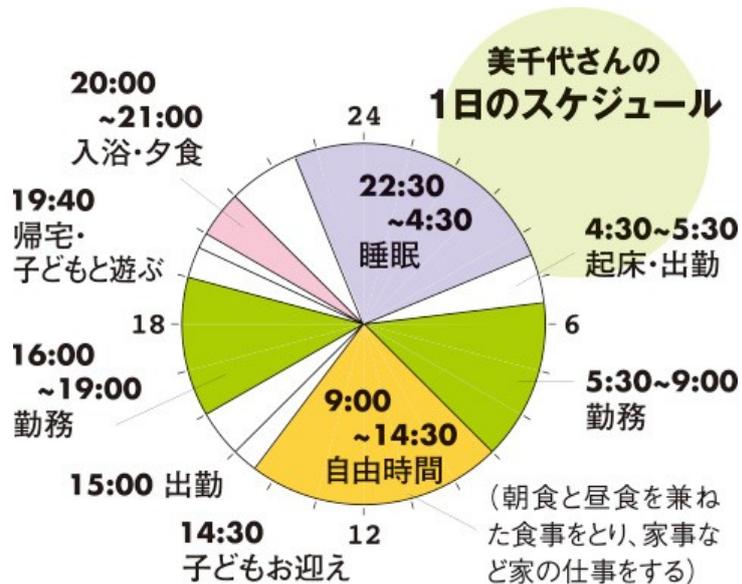


注: 垂直的パワーバランスは、0=完全劣位、1=完全優位。

水平的競争度は、0=完全競争、1=独占。

データ: 酪農乳牛情報センター、食品需給研究センターなど。





上記 2人の日課表は 酪農ヘルパーの日課表である。 農水省HPから

時代も平成を迎え、他の業種と比較しても 365日休み無しで搾乳し、病気や怪我でも休むことはなかった。

もちろん、家族の旅行や冠婚葬祭、地域や学校の行事にも参加することが困難であった。

たとえそれが、12月31日の大晦日でも、1月1日の元旦でも、酪農家は牛舎で牛の世話に忙しい、子供たちだけで大晦日の「紅白のテレビ」はいつものことである。

### 酪農ヘルパー制度の誕生

酪農家にも「休日を…」そんなささやかな願いが実現した。酪農ヘルパー制度である。

誕生して はや 25 年以上の歴史がある。

しかし、いま酪農家の減少でヘルパー組合の存続が危ぶまれている。

酪農家の高齢化に伴う、傷病事互助制度利用が 約 10 年間で 1 万人に達している。

抜本的で、現場に即応した支援策が急務である。

世は週休 2 日制の時代 それに相応しいヘルパー制度が いま求められている。

### 農作業事故報告

平成 26 年度 農作業事故報告書は 約 10 年間(平成 17 年～平成 26 年)で その詳細を報告している。

●死亡事故は 畑・牧草地で 30.6%

●負傷は 畜舎が 35.4% となっている。

更に、報告に至らない 軽微な事故を推認すると相当数がうかがえる。

### 地域コミュニティの再生

詳細は巻頭論文「食と農の未来に向けて」 2012 年 夏 鈴木 宣弘 著

規模の拡大でよく聞くのが、訪問者が「施設群が多すぎて どこに居るのか 分からない」

更に、同じ敷地内でも「連絡は 携帯電話で…」獣医師や受精師さん、配達も大変である。

また、「昔は隣の畑作業が 見えていた…」「お互いが 見える距離だった」しかし今は離農と規模の拡大が進み、その隣すら探すのが大変である。

## 酪農家は主張する。

世界ランキング ベスト10に入る 日本の乳業メーカー 数兆円の売り上げを誇り  
乳製品にとどまらず、グループ企業として小売・消費までインテグレーション化している  
実態解明こそが 求められる。

いま何を論議すべきか

酪農経営の長期で安定的な魅力ある 酪農の政策は何なのか

多様な経営形態や、他産業に比較しても劣らない 再生産可能な所得ではないか

地域社会の経済を担う柱になる 農業・酪農・畜産政策ではないのか

複雑で硬直的な生乳の流通。

生産者は原料乳を生産している。

しかし乳業は、多様な乳製品(用途の価格と量)を示しながら、社内流通を経て販売している。(参照:農畜産振興機構 平成26年度バター・脱脂粉乳・チーズの流通実態調査報告)

従って、生産者と指定団体の関係では硬直性を見いだせない。

酪農家の自由度について

現行でも自由選択の道がある、生乳出荷先の選択は可能である。既に民間の卸業者への販売や乳業との取引が実施されている。

なお、バター不足の解消と出荷先選択は的を得ていない。

生産性の向上や競争力の強化について

生産性の向上は十二分に果たしている、規模の拡大も進んでいる。

それは世界でも最高の品質と云われる乳質でも証明されている。

むしろ、肥料や農薬、飼料や資材、トラクターや特殊な農作業機械、近代化に伴う高額な電気料金、高騰する建設費や各種の規制、加えて酪農経営に大きな影響を与える為替相場など、その取り巻く環境こそが論議されるべきである。

畜産クラススー事業は、新たな負担を強いるもので 競争力の弱体化を招く。

需給調整機能

「赤い牛乳」「初任牛の屠殺指示」など、水道の蛇口と云われるほど それらを担った酪農家に、どれほどの対価が在ったのか。

そんな先行き不透明な酪農に、嫌気がさしたり、後継ぎを託すことを迷った酪農家がたくさんいた。

農協の在り方 そのものが 一番厳しく問われる 論議である。

指定団体の制度疲労

規制改革会議の答申でも、我が国の酪農生産基盤を強化し、酪農家の所得向上を…と述べている。

世間から「ほぼ全滅…」と揶揄される酪農。

指定団体の目的が 生かされなかった理由にこそ 焦点を当てた論議が必要である。

当初の試みが 形骸化され その付けが 酪農の衰退を招いた原因の究明が必要だ。

いま、それが問われている。

参考までに

アメリカと日本の農地価格の比較は、反当たり 6/100(畑作30)である。

ホクレン定款

第1章 総則

第1条(目的) この会は、会員が共同してその事業の振興を図り、もってその組合員の農業の振興、経済状態の改善及び社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

農業協同組合 定款

第1章 総則

第1条 この組合は、組合員が共同してその農業の生産効率を挙げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めることを目的とする。

世界中で その国の美しさは 郊外の農村風景と云われている。

そこに 農業と農民が在って 国土の管理人に相応しい 暮らしが その美しさの秘訣を保っている。

酪農家は…「国や消費者の施しを受ける奴隷ではない…」

酪農家は…「援助や国のかかわりを求めて 生乳を生産していない」

酪農家は…「家族を養える乳価を保証してほしい…」「再生産可能な手取り乳価を…」

酪農家は…「次の世代に 胸を張って 酪農の素晴らしさを 伝えたい…」

2016年(平成28年)05月13日

DAIRY北海道22 運営委員会

【参考文献】

指定団体ホクレン20年史

ホクレン60年史

よつ葉牛乳が歩んだ道 よつ葉共同購入30年記念誌

サツラク30年史

ミルク総合辞典 [朝倉書店]

酪総研選書No.93 増補版「生乳流通と乳業」 清水池 義治 著

農林水産省HP 酪農ヘルパー制度

平成26年度 農作業事故報告書 北海道農作業安全運動推進本部

平成26年バター・脱粉・チーズの流通実態調査報告 農畜産振興機構

鈴木 宣弘 著

巻頭論文「食と農の未来に向けて」 2012年 夏

他